

令和8年度から 普通徴収の方の納期が変わります

納付書払い
口座振替
の方が対象！

令和8年度からは、普通徴収の方の保険税[料]の計算方法をわかりやすくし、納期によって金額に大幅な増減が発生することを防ぐため、仮算定を廃止して、本算定のみの方法に変更します。それに伴い、次のとおり納期を7月から翌年2月までの8期に変更し、年1回7月に納付についての通知書を送付いたします。

なお、特別徴収(年金からの天引き)の方は、納期の変更はありません。

※年金から年6回(4・6・8・10・12・2月)の天引きとなります。

○令和7年度まで(納期:6回・納付開始月:4月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期	
仮算定期間			本算定期間								



○令和8年度から(納期:8回・納付開始月:7月)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	
仮算定を廃止 (納付はありません)			本算定期間								

問 国民健康保険税 : 保険医療課 ☎444・3168

後期高齢者医療保険料: 保険医療課 ☎444・3168

介護保険料 : 高齢福祉課 ☎444・3141

お詫びと訂正

「変わります 開庁時間」の誤りについて

広報1月号に掲載しておりました「変わります 開庁時間」にて、記載内容に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

訂正箇所

7ページ 下段 「電子申請ができる手続きはコチラ！」の二次元コード



問 企画政策課 ☎444・1712